

令和5年3月13日

生活支援部医療保険課

新型コロナウイルスの影響に伴う国民健康保険料 の減免措置等の終了について

今般、国より、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症法に基づく5類感染症に位置づけ、財政支援を終了する方針が示されたことを踏まえ、令和4年度をもって国民健康保険料の減免措置を終了することとし、傷病手当金については、令和5年5月7日をもって適用期間を終了する。

1 保険料の減免

(1) 概要

令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った場合や、世帯の主たる生計維持者の事業収入等が対前年比で3割以上の減少見込となる場合において、特例規則を設け特例減免措置を行っていたところである。減免分の金額は、全額国の財政支援により補填されている。

(2) 減免実績

	申請件数（人）	減免金額（円）
令和2年度	4,275件	773,496,323円
令和3年度	1,303件	222,741,746円
令和4年度12月末	341件	48,400,119円

(3) 今後の対応

区報や区ホームページによる周知を図るほか、令和5年度の国民健康保険料決定通知書送付時に、特例減免の終了を案内する。また、保険料納付相談を受けた場合、これまで同様、状況に応じた減額制度の案内や、分割納付の提案など柔軟に対応していく。

2 傷病手当金

(1) 概要

令和2年1月1日より、給与等の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染等し、労務に服することができなかつたため、その給与の全部または一部が支給されなかつた国民健康保険被保険者に、傷病手当金を支給している。当該手当金については、全額国の財政支援により行われている。

(2) 給付実績

	申請件数（人）	給付金額（円）
令和2年度	21件	1,148,846円
令和3年度	71件	3,692,715円
令和4年度12月末	255件	9,333,258円

(3) 今後の対応

傷病手当金の終了時期については、国より、令和5年5月7日までの労務に服することができない期間について、財政支援を行うとの通知があつたため、江東区国民健康保険においても、令和5年5月7日を終了日とする。

本件については、区報や区ホームページによる周知を図る。

3 その他

後期高齢者医療制度においても、東京都後期高齢者医療広域連合では、同様の取り扱いとなる予定。